令和2年第4回(12月)大郷町議会定例会会議録第3号 令和2年12月4日(金)

応招議員(14名)

2番 佐 牧 君 1番 吉田 耕 大 君 藤 3番 赤間 茂幸 君 4番 大 友 三 男 君 5番 佐藤 千加雄 君 6番 中 みつ子 君 田 7番 熱 海 文 義 君 8番 石 Ш 壽和 君 9番 賀 直 10番 高 信 君 和 義 君 橋 重 千 垣 正 博 君 12番 葉 勇 治 君 11番 石 13番 若生 實 君 14番 石川良彦 君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第 121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した 者は、次のとおりである。

町長 君 \mathbb{H} 中 学君 副町長 武 藤 浩 道 君 千 吾 教育長 鳥 義 弘 特命参事 葉 伸 君 海 総務課長 浅 夫 君 財政課長 谷 有 君 野 辰 熊 司 まちづくり政策課長 義 継 君 復興定住推進課長 藤 亨 君 伊 藤 武 介 税務課長 君 野 町民課長 千 葉 君 小 純 昭 高 君 保健福祉課長 鎌 \mathbb{H} 光 農政商工課長 橋 優 君 地域整備課長 浦 光 君 会計管理者 片 剛山 君 倉 学校教育課長 菅 野 直 人 君 社会教育課長 千 葉恭 啓 君

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 髙橋将吾

議事日程第3号

令和2年12月4日(金曜日) 午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

| 日程第2 | 議案第67号 | 大郷町議会議員定数条例の一部改正について |
|-------|---------|-----------------------|
| 日程第3 | 議案第77号 | 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選 |
| | | 挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第78号 | 大郷農園の管理及び運営に関する条例の制定に |
| | | ついて |
| 日程第5 | 議案第79号 | 大郷町集合宿泊施設等の設備及び管理に関す |
| | | る条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第80号 | 大郷町住民バスの指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第81号 | 財産の取得について |
| 日程第8 | 議案第82号 | 黒川地域行政事務組合規約の変更について |
| 日程第9 | 議案第83号 | 黒川地域行政事務組合の財産処分について |
| 日程第10 | 議案第84号 | 令和2年度大郷町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第11 | 議案第85号 | 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正予 |
| | | 算(第3号) |
| 日程第12 | 議案第86号 | 令和2年度大郷町介護保険特別会計補正予算 |
| | | (第2号) |
| 日程第13 | 議案第87号 | 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正 |
| | | 予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第88号 | 令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予算 |
| | | (第2号) |
| 日程第15 | 議案第89号 | 令和元2大郷町農業集落排水事業特別会計補正 |
| | | 予算 (第2号) |
| 日程第16 | 議案第90号 | 令和2年度大郷町戸別合併浄化槽特別会計補正 |
| | | 予算(第2号) |
| 日程第17 | 議案第91号 | 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予 |
| | | 算(第3号) |
| 日程第18 | 議案第92号 | 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算(第4 |
| | | 号) |
| 日程第19 | 閉会中の所管事 | 事務調査 |

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第67号 大郷町議会議員定数条例の一部改正について

日程第3 議案第77号 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

| 日程第4 | 議案第78号 | 大郷農園の管理及び運営に関する条例の制定に |
|-------|---------|-----------------------|
| | | ついて |
| 日程第5 | 議案第79号 | 大郷町集合宿泊施設等の設備及び管理に関す |
| | | る条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第80号 | 大郷町住民バスの指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第81号 | 財産の取得について |
| 日程第8 | 議案第82号 | 黒川地域行政事務組合規約の変更について |
| 日程第9 | 議案第83号 | 黒川地域行政事務組合の財産処分について |
| 日程第10 | 議案第84号 | 令和2年度大郷町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第11 | 議案第85号 | 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正予 |
| | | 算 (第 3 号) |
| 日程第12 | 議案第86号 | 令和2年度大郷町介護保険特別会計補正予算 |
| | | (第2号) |
| 日程第13 | 議案第87号 | 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正 |
| | | 予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第88号 | 令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予算 |
| | | (第2号) |
| 日程第15 | 議案第89号 | 令和元2大郷町農業集落排水事業特別会計補正 |
| | | 予算 (第2号) |
| 日程第16 | 議案第90号 | 令和2年度大郷町戸別合併浄化槽特別会計補正 |
| | | 予算(第2号) |
| 日程第17 | 議案第91号 | 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予 |
| | | 算(第3号) |
| 日程第18 | 議案第92号 | 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算(第4 |
| | | 号) |
| 日程第19 | 閉会中の所管事 | ¥務調査 |

午後 1時30分 開会

議長(石川良彦君) 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(石川良彦君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署 名議員は会議規則第110条の規定により、4番大友三男議員、5番佐藤 千加雄議員を指名いたします。

日程第2 議案第67号 大郷町議会議員定数条例の一部改正について 議長(石川良彦君) 日程第2 議案第67号 大郷町議会議員定数条例の一部 改正についてを議題といたします。

ここで、議会議員の定数に関する特別委員会に付託されました議案第 67号の議案について、委員長より審査結果の報告を求めます。

議会議員の定数に関する特別委員長、佐藤千加雄議員。

議会議員の定数に関する特別委員長(佐藤千加雄君) 報告いたします。

令和2年12月4日

大郷町議会議長 石川良彦殿

議会議員の定数に関する特別委員会委員長 佐藤千加雄 委員会審査報告書

本委員会に付託された下記事件は、審査の結果次のとおり決定したので、大郷町議会会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号 議案第67号

件名 大郷町議会議員定数条例の一部改正について

審査の結果 否決すべきものと決定

本特別委員会は、令和2年10月9日第1回目委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私佐藤千加雄が、副委員長に 赤間茂幸委員が選任されました。

また、同日第2回目の委員会を開催し、請求代表者の意見陳述の方法 を決定いたしました。

特別委員会の開催日、主な内容につきましては、手元に御配付の委員会審査報告書に記載のとおりであります。

議案第67号大郷町議会議員定数条例の一部を改正する条例案ですが、 大郷町議会議員定数現行14人を10人に改正すべく、地方自治法第74条第 1項の規定に基づく直接請求により提出されたことから、同条第4項の 規定により10月14日開催の委員会で条例改正請求代表者に意見陳述の機 会を付与し、意見陳述を行い、その後質疑を行ったところであります。

なお、審査の経過につきましては議長を除く議員全員で構成する特別 委員会でありますので、省略させていただきます。 審査の結果について、改めて御報告申し上げます。

議案第67号 大郷町議会議員定数条例の一部を改正する条例案につきましては、採決の結果起立少数で否決されました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことを御報告申し上げ、議会議員の定数に関する特別委員会の審査の報告といたします。

議長(石川良彦君) 以上で、審査結果の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営に関する 基準により省略いたします。(「議長」の発言あり)石垣正博議員。

- 11番(石垣正博君) 修正動議を提出します。よろしくお願いします。
- 議長(石川良彦君) 修正動議ということですが、所定の発議者おられますか、 石垣議員1人ですか。(「おります」の声あり)

それでは、議案第67号「大郷町議会議員定数条例の一部改正についてに対する修正動議」について、地方自治法第115条の3及び会議規則第16条の規定により、書面により提出願います。

ただいま、11番石垣正博議員ほか1名より、地方自治法第115条の3及び会議規則第16条の規定により、本案に対する修正動議が提出されました。所定の発議者がおりますので、修正動議は成立いたします。よって、修正案を全員に配付していただきますようお願いを申し上げます。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時36分休憩午後1時48分開議

議長(石川良彦君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 配付漏れありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 配付漏れなしと認めます。

ここで本案に対しての修正案がお手元に配付されました。したがいまして、これを本案と併せて議題とし、発議者より修正案の説明を求めます。11番石垣正博議員。

11番(石垣正博君) 今回の署名運動の中の内容といいますか、意見の内容という中において、人口減少または近隣の自治体における定数削減、そしてまた本町における課題というもの、それを解決するための行財政改革、いろいろ勘案して、今回とそれと同時に署名運動の意見、それを十二分に尊重して、今回14名を10名にというその趣旨の文面が提出されたというふうになります。そんなことで、私は100%それに反対するものではありません。今回、皆さんにお渡ししたこの定数の一部を改正する修正

動議においては、14名を12名に、2名削減ということで、動議を出した 次第であります。この署名運動が終わってから、私なりにいろいろと歩 きまして、皆さんからいろいろな意見をお聞き申し上げました。その中 で、数ということについてはっきりと町民の皆さんのお答えがなかった。 しかし、少々あった4名減、またはゼロ、そのままというのがありまし た。いろいろ判断させていただきまして、私は2名減ということで出し た次第であります。今回、じゃあ定数はなぜなのかということでありま すが、これまでも皆様に対して委員会、特にこの常任委員会、または特 別委員会、常任委員会の中で議論をする適正な人数というのはどのぐら いなのか。私は、最低限でも5名から6名だろうと。10名にすると、な かなか議論というのが難しくなってくる。そういう面からして議論する 最低限それは5名から6名。それを逆算して、12名ということで出した 次第であります。なぜ常任委員会なのか、なぜ特別委員会なのか。私は、 この議会に入って十数年になりますが、当初は執行部から出た議案、こ れを分からないままでそれをやっているということは、採決に臨むとい うことは町民の皆様に対して全く申し訳ない。それを勉強する場が常任 委員会であったり、または特別委員会で行政の皆様からしっかりと教わ って、そしてレベルを少し高めて議論できるような、そういう勉強をさ せていただいた。それが、その考えがあって、そういうものにしたわけ です。いろいろな考えはもっとありますけれども、今日はこのことでお 話ししたいと思います。ま、いずれにいたしましても、これをやはり一 つ一つ決めていくということ、我々議会改革ではやること今からいっぱ いあるじゃないですか。例えば基本条例だ、倫理条例だ、また通年議会 だ、一緒に今度みんなも引っ張って、ずるずるとどこまで引っ張ってい けばいいのか。あと2年幾らしかない。やっぱり、しっかりとそれをや っていくべきだろう、そういう思いで今回この場に立ってございます。 要するに、何回も多くなるかもしれませんが、一番いい議論の仕方はそ ういう議論であるということから、定数削減については12名だというこ とであります。以上であります。ありがとうございます。(「不規則発言 あり」)

議長(石川良彦君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) 今回の直接請求された請求者代表の内容は、署名をもらった内容は4名削減でございます。それを修正案ということで、請願者の意思を反映しないで勝手に2名にしていいのか。その辺どのような経

過があって、六百何十名の署名もあったわけですが、その辺の同意をどのように得て、今回提案に至ったのか。その辺の流れを、細やかに教えてほしいと思います。

- 議長(石川良彦君) 石垣正博議員。
- 11番(石垣正博君) その件につきましては、要するにもう既に委員会でしっかり決まって、決議を出したんです。そして、また今回議案として出ている。請願でもなければ、陳情でもありません。だから、私はこの件で修正動議を出したということであります。
- 議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。
- 12番(千葉勇治君) 決まったというが、今から審議する過程の中で修正出したんですから、まだ決まっておりませんよ。その辺は誤解じゃないですか。私はまだ決まっていないと思います。これから議論して、討論して、 採択するという流れになりますから、まだ決まっていないと思います。
- 議長(石川良彦君) 石垣正博議員。
- 11番(石垣正博君) いや、委員会ではこのように結論を出している。それで本会議で決着するのは、それは分かります。と同時に、今言ったのは、私は議案として出ているんだから、何も4かゼロかじゃあないじゃないですか。議案だから、やっぱりもむことできるんじゃないですか、どうなんですか。以上であります。
- 議長(石川良彦君) 12番千葉勇治議員。
- 12番(千葉勇治君) 冒頭に説明を申し上げましたが、代表請願者の要求は4名削減です。また、ここに代表者に来ていただきましてお聞きしても、「絶対2名はだめだ。あくまで4名なんだ」という強い意思でございました。それに応えるような形で今回の採決はすべきであって、私はどうも石垣議員の提案については納得しかねると思います。
- 議長(石川良彦君) 11番石垣正博議員。
- 11番(石垣正博君) 何回も申し上げますけれども、請願ではなく議案として 町に上がったものでありますから、それをしっかりと私らは取り組んで いきたい。しないのか、するか。 4名かゼロかではありません、議案で す。請願であれば、「反対」「賛成」あります。それでいいかもしれませ ん。まずその辺から、私が決めたことであります。以上であります。
- 議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。 まず、町長から提案された原案に対する賛成者の発言を許します。

次に、町長から提案された原案及び修正案に対する反対者の発言を許 します。12番千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) 私は、議案第67号大郷町議会議員定数条例の一部改正について、町長の提案に対して反対の立場で討論いたします。

そもそも、議員も町長も町民の思いを託した、町民から選出されている二元代表制であります。そういう地方議会の中で、その一方である町長側からの定数削減に関する条例改正案が出されること自体、議会に対する圧力にほかならないと私は考えます。執行部の提案する内容に反対する、意見を言う議員が邪魔でしようがない存在なのでしょう。

しかし、町民の代弁者として発言している議員に対し、定数削減条例 改正案に対し、多くの町民は憤りを持っております。執行部の提案に異 を唱える議員を、「住民の代弁者として仕事をしているように見えない 者がおり、議員の評価も悪い」という請願要旨をもって、既に議員になって1年を過ぎるが、ほとんど建設的な発言もしない町長べったりの議 員が署名活動に歩いております。あるいは、町が提案した用地取得に対 し何人かの議員が反対しており、「これじゃあ議員減らして、もう少し 議員に考えてもらわないと困る」という声もあるから、議員を4人削減 する。このように、一部の大郷町の議会議員が恥ずかしげもなく請願を 集める中心になっております。

しかし皆さん、多くの町民が考えているのは、報酬をもらいながら議員活動が見えないいらだちに対し、住民が怒っております。怒りを覚えております。何と短絡的な発想ではないでしょうか。議員が執行部と一体となり何でも賛成の議員になれば、議会議員の存在目的がなくなり、執行部に対する住民サイドに立った監視機能やチェック機能が果たせなくなってしまいます。田中町政の暴走や、そのブレーキをかける役割が機能しなくなる恐れが、これまでも私15年間を超え、長く田中町政とつき合ってきました。私には、過去に多くの問題が町民に困難な課題を投げかけたことが、今走馬灯のように思い出されます。私は、絶対に今回の定数削減を可決させてはならないと考えます。

しかし皆さん、請願請求を出された代表者も請求要旨の中で、若い世 代が町政に対する関心と議員を志す環境を整えることも、議会の役割と 訴えております。現在、大郷町議会改革特別委員会では、自らの課題と して若い世代に限らず多くの町民に感じてもらえる魅力ある議会づくり や、適正な議員数の調査や、低すぎる報酬改善など、それらの課題解決 に向け一丸となり取り組んでおります。私たちの改選満期までは、このままで推移すれば2022年の9月です。その前までには結論を導くよう、鋭意取り組んでいく覚悟でございます。議会のことは、議会自らの問題としてその課題解決に当たることを約束し、今回の提案に反対するものであります。よろしく御賛同をお願い申し上げまして、私の反対討論といたします。よろしくお願いします。終わります。

議長(石川良彦君) 次に、町長から提案された原案に対する賛成者の発言を 許します。

次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。5番佐藤千加雄議員。 5番(佐藤千加雄君) 議案第67号の修正案について、賛成の立場で討論させていただきます。

議員定数削減については、他の町村においても様々な取組が行われております。少子高齢化による人口減少、災害復旧や国のコロナ対策により地方交付税の減額、今後議会においても経費削減に向け取り組むべきときであり、このことに対してはしっかり対応していかなければなりません。今回も、住民からの直接請求で議員の定数削減を議論する形になりましたが、結果として大事なことは議会が議員削減に向けた取組に向け、どのように取り組んでいるかということになると思います。町民が議会に対して厳しい意見を打ちつけたのではなく、議会から進んで取り組む意思が感じられないことに対する意思表示であると考えます。議員削減について私が意見を聞いた町民は、ほとんどが定数削減に賛成でありますが、しかし一部の方は議員が現状の定数でもっと努力をして、町のために仕事をするのであれば、定数に対しては議会に任せておきたいという意見もあります。私たち議員は町民の代表であり、町民の声や心を代弁することが求められています。

前回の議員削減の討論でも話しましたが、町の政治における政治家に 強く要求されるのは、勇喜と奮起であります。今がまさにそのときであ ると感じております。今後議会改革を行い、町民とともに未来の大郷町 をつくるためには、町民と議会が信頼し合える環境をつくることが最も 必要であると考えます。全国的に、また近隣町村でも議員自ら議員定数 削減を行っているのがほとんどであります。本町も議員定数を削減する 勇気と、議員としての厳しい環境に向かい奮起をもって議員活動に邁進 すべきと考えます。先日、議会改革特別委員会で定数削減を行った大衡 村、色麻町に視察研修を行いました。大衡村も色麻町も1年、2年と時 間をかけて検討して出した答えが大衡村2減、色麻町3減であります。 令和元年宮城県町村議会実態調査によりますと、人口8,000人台の議員 定数14人は川崎町と大郷町でありました。しかし、川崎町は令和2年度 の選挙から議員定数13人であり、本町だけとなっております。

全国の議員定数のデータを見ると、人口定員14人は1万人から3万人の人口となっており、7,000人台はまれな町村となっております。このことを見ても、本町においても削減は必然であります。また、議員定数の改正が行われた年度で見ると、県内では一番古くなっております。他の町村と、抱える問題は本町も同じであります。しかし、前回の議員定数の条例改正は否決、それにより前回の選挙は無投票、少子高齢化により人口減少に歯止めがかからない、また地方交付税の減額や施設の改修費等の増により、町の財政の悪化は避けられない。このような状況下では、議会費の削減は当然の判断と考えます。過日配付された資料では、全国の町村の直近の議員定数の条例の提案者は議会が284町村、町村長が3町村であります。以上のことからも、修正案の議員定数2人減は現状において妥当な判断と考えます。

また、過日配付された資料データでも、全国の町村における議員定数条例の減員数は1減・66町村、2減・182町村、3減・12町村、4減23町村などとなっております。委員会の構成についても、7人から6人への変更は大きな問題とはならないと考えます。委員の任期はあと2年半ほどですが、定数の問題を早期に解決して、次回の選挙・議員活動がスムーズに行われるように時間をかけて準備することが必要と考えます。

今後、議員は行政改革拡大強化の中で、法規万能から住民対応が冷たくなるようなことがないような、温かみのある町の整備を目指すべきと改めて考えます。町民の声に真摯な態度で耳を傾け、今後の議会活性化に努めていくべきと考えます。よって、議員定数の削減を求める本案に対し、賛成の立場で賛成討論といたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長(石川良彦君) 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。4番大友三 男議員。
- 4番(大友三男君) 議案第67号大郷町議会議員定数条例の一部改正について 及び修正動議に対しての反対討論の立場で討論させていただきます。

町長提出議案第67号大郷町議会議員定数条例の一部改正に関して、 11月5日に開催された議会議員の定数に関する特別委員会として最終審 議の結果、賛成少数で否決との結論が出されましたが、議員定数直接請 求者名簿に田中町長初め、田中町長後援会の方々を含む661名の町民の方々の民意は、議会としても受け止めなければならないと考えています。しかしながら、議会議員の定数に関する特別委員会閉会後、私の自宅の前で待っていた町民の方々があり、定数削減の結果について聞かれ「委員会で否決されました」と伝えましたら、「田中町長の下では絶対に定数削減を行ってはだめだ」と。なぜなら、田中町長が昨年3月定例会で8名の議員にすべきと考えている。町長選挙があれば、8名とする公約で選挙する。

著名があるが、「町長自ら今日の定数削減に動いたと理解していいのか」という同僚の質問に対し、田中町長は「そう理解している」と答弁しているような状態の中で、二元代表制の下、議会に対し田中町長が介入する発言を繰り返している状況を見ている定数削減反対の意見を持つ町民の方々の中には、先ほども申したように「田中町長町政の下では絶対やってはいけない」「1人の削減もだめだ」という意見もあり、このような意見も民意であり、「議員定数削減賛成の議員は民意を尊重すべきだ」と発言しており、このように議会議員定数削減に賛成・反対、両方の民意を尊重した場合、現時点では議会議員定数の削減を決定すべきではない。3年後の議会議員改選までに、議会として議員定数削減賛成・反対両方の意見を聞きながら、大郷町民7,933人の民意を反映させるため、本町にとっての適正な議会議員定数を議会として決定すべきだと思います。よって、今回の提案に対しての反対の立場で討論といたします。以上で終わります。

議長(石川良彦君) 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。10番高橋重信議員。

10番(高橋重信君) 議案第67号大郷町議会議員定数条例の一部を改正する議案に対する修正動議の賛成の立場から討論いたします。

最近、議会に対して町民の信頼が大分薄れてきているのかなと。様々な今の言動を聞いても分かるように、「ちょっとあまりにもひどいのかな」と、そのような意見を言う町民の人が増えてきています。NHKさんのテレビ報道で、「議会が定数削減を行わないので、住民が署名簿を添えて直接請求が提案された」と放送がありました。要は、1年前に直接請求があり否決になったと。その間何ら議題に載ることもなく、また、再度町民から直接請求が出された現状であります。条例一部改正案は、14名を10名とする案の採択に賛成4人、反対者8人となり、議員削減の

直接請求が昨年に続き否決された、民意は反映されないとの声も町民か ら聞かされました。定数削減に反対する議員の皆さんは、反対住民の署 名簿を添えて住民の意見を吸い上げて諮るべきと、このように考えます。 ただ議員さん独自の反対じゃなく、町民の署名簿をもって反対するべき だと、このように考えます。昨年9月の改選期に、「町をよくしよう」「大 郷に住んでよかった思える町にしよう」と志した若い議員さんが誕生い たしました。新人議員さんに対しては、皆さんの建設的な意見やアドバ イスを行い、まちづくりに意欲が出る、夢のある議会にすべきでありま す。若い人たちが意欲を持てることが、前回選挙で無競争となったわけ なんですが、なり手不足の解消となり、活気ある議会になると考えます。 やはり、魅力あるまちづくりは我々議会の責務であります。10月24日に、 仮設住宅の居住者とB&G海洋センターの2階において懇談会を開催い たしました。開始早々、冒頭に「執行部の足引っ張りをしているのか」 との質問がありました。そのような認識を議会が与えているのかと思い ました。6月議会の前に、議会運営委員会が中粕川に出向き、中粕川災 害復興推進委員会の委員長さんから「町から出てくる議案には賛同して ほしい」と言われたと聞いております。しかし、議会で議案第43号災害 公営住宅用地の取得に関して修正動議と、多くの議員さんが反対討論を 行ったことに、「被災者に寄り添えない議員がいる」と町民の方が憤慨 しておりました。台風19号は、広範囲に及ぶ水害と堤防の決壊により甚 大な被害をもたらしましたが、しかし人命の事故がないことは何よりで ありました。執行部は、被災者の皆さんに対して説明や個人面談による 聞き取り調査を行ってまいりました。議会は、災害対策特別委員会を設 置して、被災者との懇談を重ねてまいりました。しかし、住民からは「議 会は何をしているのか、見えないところがある」という話もありまして、 要は議会と執行部の対応の違いが被災者の皆さんに混乱を与えたものか と考えております。住民は、議会に対して信頼を失っている。まず初め に、以前国家事業であるPCB処理施設の誘致、高額に上る税収と300人 の雇用創出。さらに、黙って聞けよ、人の討論を。そういうスタイルが、 町民から今議会への信頼が薄れていると言われるゆえんなんですよ。(「討 論の内容に沿ってやってください」の声あり)

さらに、国の事業による利府町から川内工業団地への鉄道延伸、これに大郷町が大きく飛躍できるチャンスがありましたが、否決されました。また、小学校統合による校舎に関しては、旧校舎案が可決し、子供たちの環境がよい新校舎が否決しました。そして、高崎団地の分譲宅地造成

工事が坪14万3,000円、総額約2億円の高額造成費となり、住民の方からは「議員は責任を取れ」との声もありました。近隣の町村は、まちづくりが進み活性化していく中で、発展のない、魅力のない町は、住民が外に転出していくのかなと考えます。これらのことから考えると、この辺が住民から信頼をなくしたのかなと。やはり、信頼を得るためには全議員が一丸となり、町発展の原動力となることが町発展となり、議会の信頼につながると考えます。町民との信頼回復には、手始めに民意である議員の定数削減を行うべきであり、定数の削減に関しては12名がよいとする住民の意見もあります。改めて皆さん、住民の民意を受け止めていただきたい。議員定数の条例の一部改正14名を12名に、2名削減とする修正動議を可決することをお願いして、賛成討論を終わります。民意は議員定数削減にあります。その辺をしっかりと受け止めていただきたいと。以上で終わります。

議長(石川良彦君) 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第67号 大郷町議会議員定数条例の一部改正についての採決を行います。

まず、本案に対する石垣正博議員ほか1名から提出されました修正案につきまして、起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立少数であります。したがって、修正案は否決されました。

次に、議案第67号 大郷町議会議員定数条例の一部改正についてに対する委員長の報告は否決すべきものであるとの報告であります。

したがって、原案について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立ゼロであります。したがって、本案は否決されました。

日程第3 議案第77号 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

議長(石川良彦君) 次に、日程第3 議案第77号 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第77号 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第4 議案第78号 大郷町農園の管理及び運営に関する条例の制定 について

議長(石川良彦君) 日程第4 議案第78号 大郷町農園の管理及び運営に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。7番熱海文義議員。

7番 (熱海文義君) 今回の農園については、羽生地区の遠原地区になっていますが、今地権者じゃなくて借りている法人があるんですけれども、この辺とのやり取りはどのようになっているのか。1年契約で地権者と契約しているのか、それとも年数3年とかというような契約になっているのか。その辺と、それから法人に対しての説明があったのかどうか。それと、地権者に対する説明があったのかどうか。その辺、お聞かせください。

議長(石川良彦君) 答弁願います。。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

ふれあい農園、こちらの現在の契約のことでございますが、今管理しております、先ほど議員もおっしゃいました法人のほうに確認のほうしてございます。その中で、今年度までの運営ということである程度計画として持っておったそうです。現在の区画として、3区画しか借りられていないような状況もあるということでございました。ですので、今年度で契約のほうは終了とする予定であったようです。

それから、法人に対するお話しということでございますが、一度代表の方にふれあい農園のほうの、今後の運営についてどうかということの確認と、今後町のほうとして、農園として活用できるかどうかということで、代表の方には確認のほうしておるところでございまして、来年度以降であれば特に問題ないかと思うと。ただ地権者の方については、何も同意はいただいていないというところがございますので、今後、早い段階で、できれば今年のうちに地権者の方に御説明のほうを申し上げて、御了承のほういただければと考えてございます。以上です。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番 (熱海文義君) 今、法人の方の代表者には説明したと、地権者のほうにはこれからだと。地権者のほうで、議会通っていいよとなっても、地権者のほうで納得いかなかったとき、どうするんですか。ある程度その前に、本当は話を地権者の方としておかなきゃいけなかったんじゃないかなと思ったんですけれども、どうですか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

こちらの農園につきましては、あくまで条例によってその運営ということが許されるものと思ってございますので、事前に地権者の方にはお話のほうはしていないところでございます。今後、説明会において町としての事業、こちらの趣旨のほうを御理解いただいた上で、了承いただけるように丁寧に御説明申し上げたいと思います。以上です。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。9番和賀直義議員。

9番(和賀直義君) この農園の利用料金なんですが、最低2万円から。下限が2万円で、30万円までということで、この2万円というのも結構100平米で高いというふうに、私個人的には思っているんですけれども、近隣、地域のそういう貸し農園の状況っていうのは一応調べたんですか。

議長(石川良彦君) 農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) 近隣の状況、それから全国の状況ということで、 様々な形態の貸し農園がございますが、リサーチのほうはしてございま す。2万円という金額、最低ということになりますけれども、こちらの金額については、現在ふれあい市民農園として活用しています「縁の郷」の料金が今現在2万円ということになってございますので、それほど高い料金ではないかと思ってございます。以上です。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) 2点ほどお聞きしたいんですが。

まず1つは、前に羽生の特に公園にある今回のふれあい農園ですか、 以前にあってそれが、利用者が激減したということで中止にした経過が あったんですが、なぜ今回また始めるのか、本当に大丈夫なのか。その 辺、確約あるのかどうかですね。それから、条例の第9条に「公共的団 体」ということになっているんですが、この辺について「公共的団体」 というのは極めて枠があるわけですから、その辺について、これで何か、 この解釈が多分あっちの「縁の郷」までいかないのかどうか。もしいく とすれば、その管理者も何か民間のようですから、その辺についてどう 検討されているのか。それから、今出されました利用料金なんですが、 上限と下限で30万円から2万円ということで100平米あたりの単価が出て いるわけですけれども、なぜこんなに違うのか。30万円ももらえるんで あれば、私も貸したいという思いも出てくると思うんですが、この辺、 何かあるんですか、この区分けというか。大郷町独自の単価というのが あっていいと思うんですが、何かここあまりにも30万円というのは高過 ぎると思うんですが、大郷に合わないんじゃないですか、これは。何か 目的があるんですか、30万円とここに書かざるを得なかったものが。そ れをお聞きしたいんですが。

議長(石川良彦君) 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) 羽生のふれあい農園でございますが、これまで の経過のほうを確認いたしますと、確かに議員さんのおっしゃったとお りに現在の利用者はもう既に3区画ということになってございます。今後、町のほうとしましては、条例のほうにもございますが、指定管理の ほうで民間のほうにこちらの運営のほうをお任せしたいと考えてございます。こちらの民間の事業者でございますが、これまでも御説明のほうしております「縁の郷」、こちらの運営のほうを予定してございます企業 でございます。親会社である岩手県のクレセントという会社であったり グループ会社である百戦錬磨、こちらのほうはこういった農園事業、積極的に事業を実施し実績もあるところで、そちらのほうと何度も打合せをしながら、今後こちらの運営について十分やっていけるという見込み

があることから、今回改めてふれあい農園のほうでも事業のほうを拡大 できればということで、町のほうでも考えているところでございます。

続きまして、9条にございます「公共的団体」といったところでござ いますが、こちら9条に関しましては作業的な管理といったところで、 「公共団体」に対してといったような意味合いでございます。全員協議 会のほうでも御説明させていただきましたが9条については作業的な管 理の部分、10条以降につきましては指定管理ということで、これは全く 別の管理の仕方を想定してございますので、仮に今後指定管理といった 場合に「公共的団体」でなければならないと、これは該当しないものと 考えてございます。それから、もう1点ですね。単価でございますが、 2万円から30万円ということでございます。こちらにつきましては個人 的な会員、個人会員の場合でしたら2万円からということでの金額の設 定ということになってきますが、仮に法人の会員といった場合に関東圏 から会員のほうを募るといった場合もございます。基本的には「縁の郷」 のほうの農園をメインに、法人のほうに貸し付けすることができればと いうことで考えてございますが、仮に「縁」の農園のほうが足りなくな った場合に、ふれあい農園のほうでも法人の会員に対してフルサポート での貸し付けといったことも想定されますことから、2万円から30万円 という幅を持った金額の設定とさせていただいております。以上でござ います。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 高いほどいいんでしょうがね。私あえて、ただ町のほうでもこのように幅あると大変なのかなと思ってお聞きしたんですがね。ただ、土地貸す側で4月から3月までということで、1年刻みなんですよね。この1年刻みで、次の年にお客が来ないから返すからと言われても、これ困るんですよ。ですから、借りた側には10年とか長いスパンの中で、ある程度中長期的な中で利用料金を設定しておかないと、利用者がいる、いないで毎年変わるんでは困るんで、その辺どのように考えているんですか。

議長(石川良彦君) 農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) こちら条例の制定の中では、4月から3月ということで期間のほうを決めてございます。契約につきましてということになりますが、こちらも当然4月から3月ということになってしまいますが、そちら3月でもう終わってしまうというようなことがないように、利用者の方に満足いただけるような対応をしながら、そちらは民間の委

託業者のほうとも十分協議をしながら対応していきたいと思ってござい ます。以上です。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 確かに、それは努力目標としてあきられないように、長く続くように働きかけるというのはいいんですがね、一方でそれを貸す、土地を提供する方ね、「結果的にだめだったんだわや」「1年であきらめられたんだや」「近場にめっかったんだわや」ということでやめられると、また、以前のように戻る傾向があるんです、出てくる可能性があると思うんです。ですから、ある程度、町としては何年間は町の責任においてやるとか、何かその辺、少し土地を一定期間確実に貸した側が保障されるような仕組みつくっておかないと、なかなか、今回いわゆる定着するにしても、もう既に物産館・道の駅などに物を供給している方もあるんです、もうふれあい農園返しちゃってね。その方々に協力求めても、もうそこの家の生活がまともに影響してくるということも、例えば、そういうこともあるんで、その辺はもう少し明確に保障を詰めておかないと大変なことも出てくるし、理解をなかなか得られないかと思うんですが、やはりもう一度その辺精査してほしいんですが、どうですか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

こちら、条例上は利用者の方との契約ということになります、利用期間ということで。町と地権者との契約につきましては、今議員さんのほうからもお話しあったようにその辺も考慮しながら、検討していきたいと思ってございます。以上です。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 (石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第78号 大郷町農園の管理及び運営に関する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

ここで、10分間休憩といたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時48分 開議

議長(石川良彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5 議案第 7 9 号 大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する 条例の一部改正について

議長(石川良彦君) 日程第5、議案第79号 大郷町集合宿泊施設等の設置及 び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) この料金の改定について、例えば、12ページの一般の大人を例にとって、1泊で利用した場合に以前と比べてどのように変わってくるんですか。いろいろ御飯食べることもあるんでしょうが、その辺同じような状況の中で幾らぐらい高くなるというか、その辺単純明解にお答えお願いします。

議長(石川良彦君) 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

一般の大人ということでの比較でございますが、そうなりますと1泊 1人当たりで1万2,000円上限ということになりますが、1万2,000円の 増ということになります。増です。以上でございます。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。9番和賀直義議員。

9番(和賀直義君) 契約の期間なんですけれども、前の条例のやつは1年間 になっていまして、今回のやつは3月までで11か月になっているんです けれども、この狙いはなぜなんですか。

議長(石川良彦君) 農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) こちらにつきましては、農園のほうの「縁の郷」の分につきましては、期間については変わりはございません。4月から2月までということの設定になってございますが、こちらにつきましてはどうしても別な法人が借りたといった場合に、かなり多くの区画を利用するということも考えられますので、4月から使えるような状況にするための準備期間ということも含めて1カ月の準備期間を取っているというような状況になってございます。以上です。

- 議長(石川良彦君) ほかにございませんか。1番吉田耕大議員。
- 1番(吉田耕大君) その料金のことでなんですけれども、個人会員・法人会員と、農園を借りていらっしゃる方、例えば30万円から2万円の方に対して上限・下限、一般の人と同じというのは、少し差があってもいいのかなということが1点目で、もう1点としては、その会員に対して集合宿泊施設の優先的な利用を許可されると書いてあるんですけれども、例えば満室だった場合そういう会員さんが急遽入りたいとなったときにどういうような対応をされるのか、ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

議長(石川良彦君) 農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) こちら、個人会員・法人会員・一般だったりといったところでの料金の差がないというところでございますが、こちらあくまで条例上の上限・下限ということでの設定となってございます。この設定された範囲の中で、今後、民間事業者と協議をした上で適正な金額の設定をしていければと思ってございます。それからもう1点でございますが、優先利用につきましてでございますが、こちらにつきましては、また事業者のほうと協議のほうをしなくちゃいけないということはございますけれども、基本的には予約のほうが埋まれば、そこに会員だからといって後から割り込むというようなことはないのかなと思ってございますが、その辺は改めて確認しながら進めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第79号 大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可

日程第6 議案第80号 大郷町住民バスの指定管理者の指定について 議長(石川良彦君) 日程第6、議案第80号 大郷町住民バスの指定管理者の 指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 担当課にこれ連絡入っているかどうか、お聞きしますとこの会社の、今回指定管理者に指定する振興公社のいわゆるバス管理部門において、パワーハラスメントが起きているということを聞いております。ある組合のほうにも連絡が行っているような話ですが、その辺について実態つかんでおりますか。極めて問題があると感じますが。

議長(石川良彦君) まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) 正式な書面等により、そういった事案は 確認しておりません。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) もしそういうものが書面的に町のほうに寄せられた場合 には、どのような対応を考えていますか。

議長(石川良彦君) まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) お答えいたします。

書面が届いた時点で判断してまいりたいと考えております。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。大友三男議員。

4番(大友三男君) これは、今回公募によらず随意契約ということで、契約 更新するような御説明ありましたけれども、その理由として合理的な理 由というんですかね、いろいろと目的が達成されるための合理的な理由 があるということで、その合理的な内容というのはこの間説明ありましたけれども、苦情も年々減ってきている、順調な運行がされているということでの御説明だったんですけれども、問題がないというふうな認識 でいるんでしょうか。

議長(石川良彦君) まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) お答えいたします。

そのとおりと考えております。

議長(石川良彦君) 大友三男議員。

4番(大友三男君) この間私確認したときに、以前、先ほどの同僚議員のパワハラの問題もありますけれども、これ公社に委託が決定した時点、運行始まった時点からパワハラ問題というのは私もずっと指摘してきた経

緯があったわけなんで、先ほど聞くといまだに変わっていないんだなと いうのがあるんですけれども、そうした中で問題がないというような答 弁があるんですけれどもね、これ全く行政側で把握していないのかなと 思うのは、以前、この間も「添乗調査をいくらしました」、「乗降調査じ ゃなく、添乗調査何回やりました」と聞いたら「1回もしていない」と いうような答弁。乗降調査は1回やったと。添乗調査の目的っていうの は、そういういろいろな問題が起こらないようにということでの方法だ ったと思うんですけれどもね。町で全くやっていないというんで、私、 11月27日にバスに乗ってみました。そのときに、新しい運転手さんで、 乗降研修といいますか運転研修をやっていたみたいだったので、「ちょ っとこの方もう何日になりますか」というふうにお聞きしたら、3週間 になるというわけですよ。通常1週間なんですよね、私も経験していま すから。私乗ったときに、この方、急ブレーキは踏む、さらに狭い山崎 の道路とか高城の町とか、大きいバスですよ、乗ったの私。全くスピー ドも落とさない。車が出てこようとしているのも見ていながら、何げな しに走っていって急ブレーキ踏んだりとか、挙げ句の果てに松島駅から 出てくるときに縁石に乗り上げたりとか、3週間も運転していてこうい う状況。これで、何も問題ないということはないと思うんです。だから、 やはりこういうことはしっかりと情報も収集して、添乗調査なり何なり を行って、それでやっぱりしっかり町は委託する側の行政としてしっか り対応していただきたいと思うんですけれども、これちゃんとしてやら なかったらば、これ「何もありませんでしたよ」という、合理的な理由 だから随意契約やりますという理由にはならないと思うんですけれども、 どのように思いますか。今の、私、実際体験して言っているんですから。

議長(石川良彦君) まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) お答えいたします。

まず、添乗調査と乗降調査についでですが、町の職員が実際に乗って行っております、我々はそれを添乗調査と呼んでおりますけれども、それについては昨年度4回、今年度現時点で2回実施している状況でございます。新しい運転手に関しては当然研修期間、その期間がどうかということはありますけれども、安全・安心な運転を行うための研修期間として実際に研修を行っているという中で、適正な運行をするために研修を行っているという判断でございます。

議長(石川良彦君) 大友三男議員。

4番(大友三男君) 実態を分からないで、適正な判断だって言えるんですか。

要するに、実態をしっかり把握してくださいと。これは、入札かけないで随意契約するですよ、もう来年に。その議案で出てきているんですよ。そうしたら、しっかりやっぱりちょっとした問題でも何でも町としてもそこにちゃんと入って、そういう問題が、小さい問題でも起きないように、しっかり指導する立場なんだと思うんですよ。そういうことをしっかりやらないと、随意契約の対象にはならないと思うんですよ、私。だからしっかりと対応していただきたいんですけれども、いかがですか。

議長(石川良彦君) まちづくり政策課長。

- まちづくり政策課長(伊藤義継君) 職員の研修等も含めてではございますけれども、その点については町も実際にこれからも添乗調査等を実施しながら、適正に指導してまいりたいというふうに考えております。
- 議長(石川良彦君) ほかにございませんか。13番若生 寛議員。
- 13番(若生 寛君) 今回は、住民バスの指定管理の更新ということでございますが、以前より公共交通体制の整備という話が出ておったわけでございますが、私、スクールバスの路線延長、停留所ですね、乗降所はもっと近くまで行ってほしいというような話を一般質問でした際の町長の話、あのときの話ですと公共交通体制全般的に、そこは見直していくというような話をされたわけでした。

その後、ふれあい号が増えました。これが、体制の整備と言えば整備かもしれませんが、ただ増やしただけではないのかなと思うわけでございまして、今回の指定に当たって指定管理者選考委員会が11月6日に開かれておりますが、学校教育課長・保健福祉課長とスクールバスあるいはふれあい号の担当の課長たちが一緒になってしているわけなんですが、この公共交通体制の整備について、今回の指定の前にその辺はっきりさせてから、指定管理者を選定するということに進むのが筋かと思うんですが、その辺どう考えているんですか。お聞かせ願いたいと思います。

- 議長(石川良彦君) 議案に直接係る問題にして質問にしてほしいんですが。 若生 寛議員。
- 13番(若生 寛君) それでは、指定管理料の面からいって、年々アップしているわけでございます。それにプラスして、ふれあい号は今回で727万円ほどふれあい号にも指定管理料として出しているわけでございまして、全然体制整備になっていないし、この指定管理料の値上げ分の理由についても併せて答弁願えればと思います。
- 議長(石川良彦君) 住民バスの分のね。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) お答えします。これは、過去3年間の値

上げについてということでよろしいでしょうか。

それに関しましては、アップした分については消費税の税率アップが 主な要因という形で、この3年間においてはやられたと思っております。

- 議長(石川良彦君) 若生 寬議員。
- 13番(若生 寛君) 消費税関係だけで30万円からの値上げということなんで すが、その辺もう少し精査しなくてはならないんでないかなと思います が、その辺の精査の状況をお聞きしたいと思います。

あとは日中、お昼の便はよく空気を運んでいるという話もされるわけなんですが、それに対しての対処はどのように考えているのか。それと、 私先ほど話した公共交通体制の整備をどのように考えているのか、併せてお聞きしたいと思います。

- 議長(石川良彦君) 住民バスの指定管理者の指定についての内容での答弁に とどめさせていただきたいと思います。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長(伊藤義継君) 指定管理料につきましては、そのほとんどが人件費という形になっております。その中で、人件費を実際の受託業者さんとの中で協議させていただくとともに、その他のかかる経費について必要経費を支払っているという状況でございます。
- 議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第80号 大郷町住民バスの指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第7 議案第81号 財産の取得について

議長(石川良彦君) 次に、日程第7、議案第81号 財産の取得についてを議

題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。7番熱海文義議員。

7番 (熱海文義君) 全協で示された地図ありますよね。その中で、今回赤い ラインのところの財産購入ということなんですけれども、その残ったと ころって予算以内でおさまるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長(石川良彦君) 財政課長。

財政課長(熊谷有司君) お答えいたします。

今回の購入場所につきましては、宅地と山林部分ということでございまして、残った分につきましては、畑ということになってございまして、それにつきましては、今現在造成工事の設計業務を発注してございまして、それで、その後において農地転用の手続になりますので、その後売買ということの予定で今進んでおるところでございます。予算の範囲内でおさまります。以上です。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 説明書の17ページに、宅地ということで2カ所あるわけですが、いわゆる建物が全然評価されていないわけなんですが、もし寄附になれば寄附なりに、たとえ、ただであろうとも何らかの形でのそこには契約書なり寄附行為の姿が出てくると思うんですが、この建物については、特に作業場など何も必要ないんですが、どちらも私は必要ないと思うんですが、一応この建物についてどのような見方をされているんですか。

議長(石川良彦君) 財政課長。

財政課長(熊谷有司君) これにつきましては寄附ということで、建物につき ましては寄附を町のほうで受けて、町のほうで今後管理していくという ことになるものでございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 寄附を受けても、ただであってもやっぱりそのものとしての寄附の受け渡し、契約書があるはずなんですよ。それは、まだ取っていないんですか。その目的なども、その辺出てくるでしょう。当然寄附に当たってどういう目的で今後使っていくか。その辺どうなんですか。議長(石川良彦君) 財政課長。

財政課長(熊谷有司君) お答えします。

寄附の目的でございますが、歴史文化の継承または地域活性化の拠点 施設として活用していただきたいという旨での申込みをいただいたもの でございます。 議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) そうしますと、この宅地の2番地は作業場で何もあれは、 今後の…、町があれもらっても何も使いようないので、あれ解体しても らったほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺、解体費用は町 で持つんじゃないんですか。こっちで持つ必要ないと思うんです。どの ように、これ考えますか。

議長(石川良彦君) 財政課長。

財政課長(熊谷有司君) 今後、利用方法につきましては、町で検討していく わけでございますが、あと、町の所有物になりましたら全て町の管理下 にありますので、もし解体が必要な場合につきましては町での支出とい うことになるものでございます。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。11番石垣正博議員。

11番(石垣正博君) 山林と宅地ということでございますが、その畑について どのような進捗状況なのか。農業委員会では、随分前からその話がある んですが、確定的なことが分かれば教えてください。

議長(石川良彦君) 復興定住推進課長。

復興定住推進課長(武藤亨介君) お答えいたします。

農地法上の規制等ございますので、そこは開発認可と併せまして、今 後工程のほう調整してまいりたいと考えております。以上です。(「いつ 頃、その辺確定するのか」の声あり)

議長(石川良彦君) 復興定住推進課長。

復興定住推進課長(武藤亨介君) 目標といたしましては、分譲開始前までに は全て整えてまいりたいと考えております。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第81号 財産の取得についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

「替成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第8 議案第82号 黒川地域行政事務組合規約の変更について

議長(石川良彦君) 次に、日程第8、議案第82号 黒川地域行政事務組合規 約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第82号 黒川地域行政事務組合規約の変更についてを 採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第9 議案第83号 黒川地域行政事務組合の財産処分について

議長(石川良彦君) 日程第9、議案第83号 黒川地域行政事務組合の財産処分についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第83号 黒川地域行政事務組合の財産処分についてを 採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第10 議案第84号 令和2年度大郷町一般会計補正予算(第7号) 議長(石川良彦君) 次に、日程第10、議案第84号 令和2年度大郷町一般会 計補正予算(第7号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

ないようですので。早めにお願いします。9番和賀直義議員。

9番(和賀直義君) 一般会計の26ページに、ちょっと確認も含めて質問したいんですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金が1,590万円減と、あと事業継続支援交付金2,210万円減ということで、感染症拡大防止協力金というのは、記憶が正しいかどうかもあるんですが、これ宮城県の事業でゴールデンウィークのときに休んだときに「30万円支給しますよ」という、その事業なのかなと思っているんですが、あと事業継続支援交付金というのは、大郷町独自で10万円を交付しますよというのだと記憶しているんですが、これはおのおの結構な金額がマイナスになっているんですが、これは見込んだ件数と、実際に申し込んだのはどれくらいの実績なのかどうか示していただきたい。

議長(石川良彦君) 答弁願います。農政商工課長。 農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

1点目、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金ですね、議員さんのおっしゃるとおり県からということで補助金のほうをいただいて、ゴールデンウィークを挟む一定期間の休業もしくは時短営業ということでしていただいた事業者に対して、30万円交付するものでございます。こちらにつきまして、当初見込みということで70件ということで見込んでございました。2,100万円ということになります。これに対しまして、実際交付申請があったのが17件ということでございますので、こちらの差引きで1,590万円ということでの、かなり当初は、マックスで見込みの件数を見ていたということになりますので、これだけ大きな減額になってしまいました。

続きまして、事業継続支援交付金でございますが、こちらにつきましても町単独での10万円の中小企業への支援金でございます。こちらにつ

きましては第1期の申請分、5月までの分、それから6月からの第2期、それから国の持続化給付金こちらの上乗せ分、これを全部含んだ予算ということになってございます。第1期ということで、6月までの分が確定しまして、こちら当初は全中小企業ということで250事業者を想定してございました。それに対して、実際出てきたのは29件ということになってございます。ですので、この差額の分2,210万円、こちらの減額ということになってございます。以上でございます。

- 議長(石川良彦君) ほかにございませんか。13番若生 寛議員。
- 13番(若生 寛君) 19ページの住民バス管理費、委託料 5 万4,000円の減額となっております。この内容と、あと先ほど来話しておりましたが公共交通の再編について何か対策しているのか、その辺をお聞きしたいと思います。
- 議長(石川良彦君) 公共交通の対策について、どこにもないですから。住民 バスの、この指定管理料の減額の理由については答弁いただきます。 答弁願います。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長(伊藤義継君) お答えいたします。

住民バスの指定管理料につきましては、当初予算との比較の中で契約請差による減額でございます。

議長(石川良彦君) 若生 寬議員。

公共交通については、だから一般質問とかそういった場面でやってい ただければと思いますので、よろしくお願いします。どうぞ。

13番(若生 寛君) 17ページなんですが、財産管理費、樹木伐採かな。伐採 業務の内容をお聞きします。あとその下、工事請負費、ため池改修工事 の場所と、その中身についてお聞きします。

議長(石川良彦君) 答弁願います。財政課長。

財政課長(熊谷有司君) 樹木伐採業務について説明させていただきます。

場所につきましては、旧煙草会館の、今回伊達屋さんにお貸しした部分ございますが、その地の樹木の部分と、あと町民体育館の駐車場の境目ですね、大分木が伸びてございまして、その部分の場所でございます。 議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

14節の工事請負費のため池改修工事でございますが、こちらにつきましては中村地区の遠多田ため池でございます。このため池につきましては、中村地区の水が集まってきまして、今たまっているところなんですが、ため池が浸食によりまして民地のほうまで入っていって、建物のほ

うまではまだいっていないんですが、民地を侵しているような状況になっていますので、それを抑制する意味で工事を実施するものでございます。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。4番大友三男議員。

4番(大友三男君) 6ページの債務負担行為のふれあい号の関係なんですけれども、これたしか75歳以上でしたかね、この間からちょっと私のほうに問合わせがあって、独り暮らしになって、70歳なんだけれども車の免許もないし、何とかふれあい号を利用できないかというようなことで、問合わせも来ているんですけれども、たしか、町のほうにも行っていると思うんですけれども、ふれあい号の関係で何とかそういうふうな方向にもっていけないかなということなので。この件に対して、ちょっと答弁をお願いします。

あと、23ページのほうの老人ふれあいの家の修理費なんですけれども、 330万円、これ内容はどういう修理内容なのかちょっとお聞かせいただ きたいと思います。

あと、「縁の郷」の管理費の関係なんですけれども、これ、1,000万円ほどあるんですけれども、以前全協のときの説明にもありましたけれども、「縁の郷」に入っていく道路のほうの整備といいますか、伐採、木が垂れ下がっているようなところの伐採云々というふうなことがありましたけれども、以前も指摘しましたけれども道路の左側、縁に向かって左側も大分荒れているところがあるんですよね。その辺の管理というのは、町でやるのかどうなのか分かりませんけれども、たしか貸しているというような状況もあったんですけれども、やはり、その土地を借りている業者さんのほうともしっかりとお話しをして徹底した管理、見た目も大事なので、そういうことやっぱりしっかりやっていただきたいと思うんですけれども、その件に関しても答弁願います。お願いします。

議長(石川良彦君) まず、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) まず、ふれあい号についてでございますが、議員おっしゃるとおり今現在規定で75歳以上の方の御利用となっております。70歳独り暮らしということで、そういった75歳以前の方についても意見はもらっていただいております。そのほかにも、いろいろな御意見を頂戴しておりますので、その辺を総合的に今後協議していきたいと思います。

次に、ふれあいの家の修繕工事の件でございますが、まず1点目がふれあいの家本体の外壁部と基礎部のちょうど境目のところ、ハチの侵入

が見受けられることから、その部分について、通気スペーサーの取り付けを行うものと、もう一つの工事として、ふれあいの家周囲にありますのり面、こちら今現在土のう積みとなっております。その土のうがかなり破損しておりますので、その土のうを撤去し、のり面整形、人口芝張りを行う工事となっております。以上です。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

「縁の郷」線、こちらの左側の管理についてということでございますが、こちらについては、その路線の左側全てについて民間事業者さんのほうにお貸ししているというわけではございません。民間事業者さんのほうにお貸ししている部分につきましては、昨年、災害等々もございましたがそちらのほうの復旧も自力でしていただいたという部分もございますが、そういった形できっちりと管理していただいているものと思ってございます。

そのほかの部分については、確かに、どの部分がどれだけ荒れているかというところはございますが、その辺は、現地のほうを確認しながらどういった対応が取れるか、検討してまいりたいと思います。以上でございます。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。9番和賀直義議員。

9番(和賀直義君) 11ページの収入のところで、総務国庫補助金に社会保障・税番号制度システム整備補助金が861万2,000円と載っているんですが、これは我々町民側からして、何か便利になるようなものが出てくるのかどうかね。社会保障のやつで、「今までこういう書類あったけれども、今度は要らないよ」とか、そういうものにつながるようなシステム改修なんですか。この改修の内容について、ちょっと教えてください。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町民課長。

町民課長(千葉 昭君) お答えいたします。

こちらのシステムの改修・整備に係ります補助金でございますが、この整備につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆる「マイナンバー法」ですね。そちらの制度の導入に係りますシステムの改修が多々ございます。そちらに関するものの補助の費用でございます。

内容につきましては、国外への転出者によるマイナンバーカードの利 用の実現を図るための改修なのでございますが、実際大郷町では対象は 少ないものかと思われます。 議長 (石川良彦君) ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) まず、11ページの歳入ですが、国庫負担金で2,339万5,000円、子供のための教育、それから県費で、12ページで1,021万1,000円入っているんですが、一方で、23ページで民生費の中で、児童保育費で4,454万3,000円出ているようですが、この関連性と差額が1,093万7,000円ほど出るんですが、この辺について内容をお聞きしたいんです。

それから、19ページの特別定額給付金230万円減額になっているんですが、多分これ10万円の口だったと思うんですが、大郷では結果的に何人に対して、全ての人に皆行き渡ったのかどうか。1人当たり10万円でしたか、このことについて内容をお聞きしたいんです。230万円返すということは、23人分だと思うんですが、これ結局は見当たらずというか、取りにくる方がいなくて出さなかったのか。その辺、230万円の三角についてお聞きしたいと思います。

それから、19ページの同じく賦課徴収費の中での償還金の126万1,000円 町税の過誤納還付金、この内容についてお聞きしたいと思います。

それから、21ページの老人福祉費ということで、今年は敬老会がなかったということで減額になっているわけですが、記念品も含めて。実は、この老人福祉の中で「ぜひ名簿だけでも欲しかった」という声が結構あるんですね、名簿。いわゆる「あそこの方が何ぼになった」とか「誰生きている」とか「亡くなった」とか、年寄りはあれをうんと重要にしているんだよということもあったので、この名簿についてどのような考えを持っていたのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、23ページの老人ふれあいの家、これは今説明あったから分かりました。

それから、24ページの予防接種業務について、特にインフルエンザの 予防について触れられていたようですが、実際、学校関係はどのぐらい の利用率といいますか、接種率になっているのか。その辺について、ど う調べているのか。一番新しい情報の中で、分かればいいなと思います。 それから、同じ25ページで農業振興費の中の負担金ということで、山 崎地区を対象にした農地耕作条件改善事業補助金ということで、3反歩 を9反歩にまとめるということですが、これに対する対象面積はみんな まとめて幾らになるのか。単純に対象面積は幾らなのか。それから今後 こういう希望、いわゆる集落農業なり法人化の中で、こういう希望が出 された場合には、これ、何か見ると単独でやっているのか。ほかからも申 ますが、町独自に実施要項などつくってやっているのか。ほかからも申 込み出た場合にどのようになされるのか、その辺の考え方をお聞きしておきたいと思います。

それから、農林水産業費のこの「縁の郷」の管理費の中で、テレワーク事業ということで今回説明あったわけですが、いわゆるテレワーク事業というのは多分新たな民間業者になるのかどうか分かりませんが、委託業者が使っていくのかなと思うんですが、これなぜ町で今回やらなければならないのか。多分、これも新型コロナの関係でやることになると思うんですが、この使い方について何か具体的に計画持っているのか。テレワーク事業ですからおのずから見えるんですが、どのような計画で今後これを活用していく、いわゆる実施計画上げているのか。その辺について、内容をお聞きしたいと思います。

それから、26ページの、先ほど説明ありましたが事業継続支援交付金2,500万円を申請して、実際2,210万円を戻すということで、ほとんど戻すということですが、内容を見ますと極めて短い期間の中で利用せざるを得なかったという内容で、実態からすると果たして、この大郷の実態といいますか、いわゆる新型コロナの影響はあんな程度でないなと思うんですね。そういう点で、今回は1つの約束の下で返すことになるんでしょうが、やはり、これはもう一度国のほうにもらえるような働きかけをなすべきなのかと思うんですが、この事業継続支援交付金についてどのように町は、今回ほとんど返すことになったわけですが、考えておられるのか。その辺について、見解を求めておきたいと思います。

それから、27ページの町営住宅の建設費の中で、減額ですからいいようなものなんですが、それにつけても既存の建物の解体工事に約1億円の金が減額になっているということ、このことについてなぜこんなにも減額になったのか。私自身は、何か見積りの段階で問題あったのかなと思うところもあるんですが、この辺について減額になった説明をもう少し詳しく求めたいと思います。

それから、29・30ページの教育費の関係ですが、小学校・中学校の委託料の中で教職員の健康診断業務ということで、どちらも14万5,000円、12万6,000円の減額になっているわけですが、これに関連して一般質問でも出しましたがPCRの検査、このことについて、やはり何とか学校の先生方には、皆大事なんですが、役場の職員方も皆さん大事なんですが、学校の子供・先生方についてもう少し何とか検査受けられるような体制を声出して私は求めるべきだと思うんですが、これ教育委員会といいますか教育課の関係だと思うんですが、その辺について今後の働きか

けも含めて答えを求めたいと思います。以上です。よろしくお願いしま す。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町民課長。

町民課長(千葉 昭君) お答えいたします。

まず、保育事業負担金のほうでございます。歳出のほうで4,450万円、こちらにつきましては公定価格の変更によるものと、利用者負担額の減によりまして給付費の増、あと利用者数の増によるもの、当初予算計上時の単価のそごによるもの等で、全てで4,450万円の増となります。このうち、2分の1が国から、4分の1が県からの補塡となります。以上でございます。

議長(石川良彦君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) お答えいたします。

まず、敬老会関係に関する御質問でございますが、名簿については町のほうにも多々御意見いただいておりました。この点については、かなり反省すべきと考えております。次年度以降、このコロナが終息しないときには、敬老会をする、しないに関わらず名簿のほうは作成したいと考えております。

次に、インフルエンザ予防接種に関する御質問でございますが、学校 関係ということでありますが、子供のインフルエンザの内容でよろしか ったですよね。そちらのほうですと、11月末現在の申請状況については 11%になってございます。以上です。

議長(石川良彦君) 19ページの分抜けていましたね。まず総務課長、定額給付金について。

総務課長(浅野辰夫君) それでは、お答えいたします。

19ページの上段、特別定額給付金事業について申し上げます。これにつきましては、町の町民の人口が確定していなかったものですから8億円、8,000人分で国のほうからは補助金の交付を受けておりました。そして、4月27日が基本日となってございますが、そのときの人数が確定いたしまして、人数申し上げますけれども、7,977人につきましては、100%全て給付を終えてございます。給付につきましては100%ではございますが、ただ2名の方々、申請はあったんですが交付を辞退する申請者が1名、そして4月27日時点では生存されていたのですが、その方が給付を受け取る前にお亡くなりになりまして、その方が相続人がいらっしゃらない、相続人不在でございましたので給付ができかねましたので、その2件を除く全町民7.977人には全て給付を完了してございます。

以上でございます。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。税務課長。

税務課長(小野純一君) 11月16日の議員全員協議会でも御説明申し上げておりましたが、住宅借入金控除の控除漏れによりまして、過去5年分の還付になるものでございます。全部で32件ありまして、合計123万1,500円、それに伴いまして還付加算金がついておりますので、126万1,000円となってございます。以上です。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

25ページ、農地耕作条件改善事業補助金、こちらでございますが、対象面積につきましては今年度の対象面積32.41ヘクタールとなってございます。それから、今後あった場合の対応ということでございますが、こちらほかの地区で要望があった場合ということになりますけれども、事業主体としては鶴田川沿岸土地改良区ということになりますので、そちらからの要望があれば特に制限はございませんので、必ず何年か空けなくちゃいけないとかという制限はございませんので、こちらは要望がありましたらその都度協議していければと思ってございます。

続きまして、「縁の郷」におけるテレワーク事業、こちらの使い方ということでございましたが、こちら今現在指定管理を予定しております民間事業者、こちらのほうで実施計画のほうを作成しているところでございます。最終的なその実施計画のほうができましたら、また議員の皆様にも御報告のほうできればと思ってございますが、基本的には今回の補正に係る分につきましては、「縁の郷」の客室であったりレストランであったり、こちらがかなり老朽化している部分があると。備品の関係が主ということになりますが、そちらの修繕をしながらテレワークに来ていただける民間の企業の方、こちらの方に満足いただけるような状況・環境づくりをしていければということで、今回の修繕のほうを計上させていただいております。

続きまして、事業継続支援金の関係でございますが、こちら先ほど議員のほうから短い期間ということでお話しがありました。実際、5月中に第1期ということで終了してございます。この分の返還というか、マイナス・減額ということになってございます。続いて、第2期ということで6月1日から1月15日までということで受付のほうをしてございますので、そちらで対応のほうをできればと思ってございます。以上でございます。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

27ページ土木費、町営住宅建設費の工事請負費の9,000万円近くの減額でございますが、こちらは解体工事の設計に当たりまして建物がかなり古いものですから、アスベスト関係の予算も計上して、まず予算を計上いたしました。実施・解体に当たりまして、アスベスト調査をした結果、アスベストの確認がされなかったものですから、アスベストを除いた額ということでこの分減額になってございます。以上です。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長(菅野直人君) お答えします。

教職員のPCR検査についての御質問だったと思います。こちらにつきましては、もちろん先生方は町の管理下の職員にはなりますけれども、併せて県の県費負担の教職員にもなりますので、そのようなところにつきまして、まだ県のほうからは特に通知等はございません。本町だけで決定できるというお話でもありませんので、そのようなお話があったということも含めてお話しをしていきたいと思います。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 「縁の郷」の25ページで、特にこの修繕計画調査業務というのが370万7,000円の中に含まれているんですが、この修繕計画の調査した結果出てくるであろういわゆる計画内容ですか、そのことについてはこれは令和3年度で見ていくという考えを持っているんですか。今回の調査業務を計画された考え方について、お聞きしておきたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

こちらの修繕計画調査業務でございますが、町のほうで策定しております公共施設の個別整備計画、こちらの中で「縁の郷」の施設のほうもございますが、こちらの長寿命化の対応ということでどういった修繕だったり、補修であったりが必要であるかということで調査するものでございまして、だからといって令和3年度について全てを改修するということではなく、財政当局とも調整しながら計画的に進めてまいれればと思ってございます。以上でございます。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。11番石垣正博議員。

11番(石垣正博君) 25ページの農業費、「縁の郷」についてお伺いいたします。 全協で16日に1,033万1,000円ということがありますが、財源見直しで 一般財源ということで1,033万1,000円の計上なっていますが、総務省の 予算なんかを見ると、このテレワーク事業とかそういうものについては、 積極的に出すという補助金のあれがあったと思うんですね。これを利用 するということもあるんですが、その辺のことはどのように調べておら れるでしょうか。

議長(石川良彦君) 農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

こちらテレワークの関係でということで、今議員おっしゃられたとおり今日の河北新報にも載ってございました。国のほうで2分の1というような話もございますが、今のところ検討してございますのは宮城県のサテライトオフィス整備推進補助金ということで、こちらの補助金を活用できればということで今県のほうに、これから計画の承認ということで出していければと思ってございますので、そちらの承認をいただければ補助金のほうもいただけると。さらに、その補助金の裏の部分ということになりますけれども、地方創生の臨時交付金も使えればと思ってございますが、ただ全て、この経費が補助の対象経費になるわけではないということはございますが、その辺いろいろ協議検討しながら進めてまいれればと思ってございます。以上です。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。大友三男議員。

4番(大友三男君) 先ほど質問して、ちょっと途中で終わってしまったんで大変申し訳ないんですけれども、ふれあい号の関係なんですけれども、先ほど70歳の独り暮らしの方とかそれ以外の方も利用できるかどうか検討するというふうな御答弁、前向きな答弁とは捉えたんですけれども、できれば年度代わりに来年度、令和3年度から委託といいますか、またするわけなんで、やはりその頃には自力で移動できない方、車なり何なりで乗せていってくれる方がいない方とか、そういう者に絞ってでしたら70歳以上とはいいながらも、さほど人数が増えないのかなというふうに思いますので、ぜひ来年度あたりにはその方々も含めるように、検討するとは言っていただきましたけれども、ぜひやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長(石川良彦君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) お答えいたします。

今、御質問の年齢とかそういったものもありますし、あと人に依頼するものも条件としてあるかと思います。そういったこと全てにおいて、 やはり一つ一つ解決していかなければならないのかなと思うところであ ります。来年度4月1日からそれが実際できるかと言われると、そこまで断言できるものではございませんが、早期に解決していくよう努力してまいりたいと思います。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより議案第84号 令和2年度大郷町一般会計補正予算(第7号) を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第11 議案第85号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正 予算(第3号)

議長(石川良彦君) 日程第11、議案第85号 令和2年度大郷町国民健康保険 特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第85号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正 予算(第3号)を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第12 議案第86号 令和2年度大郷町介護保険特別会計補正予算 (第2号)

議長(石川良彦君) 日程第12、議案第86号 令和元年度大郷町介護保険特別 会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

> これより、議案第86号 令和2年度大郷町介護保険特別会計補正予算 (第2号)を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

「替成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第13 議案第87号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第2号)

議長(石川良彦君) 日程第13、議案第87号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。千葉勇治議員。

- 12番 (千葉勇治君) 63ページの歳入の中で、保険基盤安定負担金軽減分ということで計上されておりますが、今回何人ぐらい対象になっているのかお聞きします。
- 議長(石川良彦君) 答弁願います。町民課長。

町民課長(千葉 昭君) お答えいたします。

人数のほうまでは、ちょっと手持ちの資料ございません。大変申し訳

ございません。後ほど提出いたします。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第87号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第14 議案第88号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予 算 (第2号)

議長(石川良彦君) 日程第14、議案第88号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第88号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

「替成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。 日程第15 議案第89号 令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計 補正予算(第2号)

議長(石川良彦君) 日程第15、議案第89号 令和2年度大郷町農業集落排水 事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 先ほど下水でも聞けばよかったんですが、87ページの公営企業会計適用債減額ということについて少し詳しく、これ下水でもあったんですが、多分今後みんな出てくると思うんですが、ちょっとこのことについて詳しく説明をもう一度、多分何かの会議で、全協で説明されていたと思うんですが、もう一度ちょっと教えてほしいんですが。すみません。

議長(石川良彦君) 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

公営企業法の法適用化ということで、こちらにつきましては、現在法 適用事業につきましては水道事業だけでございます。この事業につきま して、令和6年度から完全に人口の関係なく下水道事業についても法適 用化しなさいということで、義務化となってございます。そういった中 で、下水道の3事業、公共下水道・農業集落排水事業・戸別合併処理浄 化槽の3事業につきまして、今後、法適用事業に向けて業務委託を発注 して実施していくものでございます。(「今回、何で三角になったのか」 の声あり)これにつきましては、請差によるものでございます。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第89号 令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計 補正予算(第2号)を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

「替成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第16 議案第90号 令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会 計補正予算(第2号)

議長(石川良彦君) 次に、日程第16、議案第90号 令和2年度大郷町戸別合 併処理浄化槽特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。13番若生 寛議員。

13番(若生 寛君) 先ほども出たんですが、合併処理浄化槽関係で公営企業会計の適用ということなんですが、どの辺で適用になるもんだかその内容について、下水道とか集落排水事業ですとあのような形で管を利用して云々って分かるんですが、合併浄化槽についてはどの辺で該当するものか、お願いしたいと思います。

議長(石川良彦君) 地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

公共下水道につきましては、下水道法の中の下水道ということですが、 農業集落排水事業と合併処理浄化槽につきましては、その他下水道とい うことで、下水の処理の方式の中でそういった区分けをしてございます ので、適用ということでございます。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第90号 令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会 計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。 日程第17 議案第91号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正 予算(第3号)

議長(石川良彦君) 日程第17、議案第91号 令和2年度大郷町宅地分譲事業 特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。4番大友三男議員。

- 4番(大友三男君) 今回のこの住宅分譲の関係の説明の中で、中粕川地区の 土地買い上げのための測量費なんだということなんですけれども、これ は区画整理エリア内のお話だと思うんですけれども、この区画整理エリ ア内から50メートルも離れていない地域でも、更地になって空いている ところがあります。私が調べた範囲では、大体なんですけれどもエリア 以外で15件ほど更地になっているところがあるんですけれども、これは 買い上げのためということで買上げを前提にしている事業なんですけれ ども、それ以外の部分でやはり買上げできないというようなこの間答弁 あったんですけれども、同じ被災者の中でこのような差が出てくるとい うことは、支援の在り方としてはちょっとおかしいんじゃないかという ふうに私思うんですけれどもね。被災者の方々も、そのように言ってい る方もあるんですけれども、その件に関してどのように対策…。
- 議長(石川良彦君) 大友三男議員、この用地測量業務がどこからどこまでの 分なんですかということですか、質問は。
- 4番(大友三男君) いや、買上げのためというふうなことなので。
- 議長(石川良彦君) だから、この範囲がエリア内だけか、エリア外も含むか ということの質問ですか。
- 4番(大友三男君) だから、エリア外も含むのかということです。
- 議長(石川良彦君) その確認ですね。
- 4番(大友三男君) その確認です。
- 議長(石川良彦君) 答弁願います。復興定住推進課長。
- 復興定住推進課長(武藤亨介君) お答えいたします。

今回対象になっています土地につきましては、かさ上げ宅地として事業する部分につきのみの買い上げ対象区域内の測量費の計上でございます。以上です。

- 議長(石川良彦君) ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。
- 12番(千葉勇治君) 同じくこの委託料についてですが、用地測量業務という ことになっているんですが、権利というものについては間違いなくはっ きりして、いわゆるかなり遡ってやらなくてはならないというようなこ とも調査の中で、ここ以外であったようですが、今回の8区画について

は権利的には問題ないということで進めているわけですか。問題ないんですか。

議長(石川良彦君) 復興定住推進課長。

復興定住推進課長(武藤亨介君) お答えいたします。

権利調査につきましては、現在のところ町のほうで取得する見込みが できるという判断で計画しております。以上でごす。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第91号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正 予算(第3号)を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第18 議案第92号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算(第4号)

議長(石川良彦君) 日程第18、4議案第92号 令和2年度大郷町水道事業会計 補正予算(第4号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第92号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算(第4号)を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第19 閉会中の所管事務調査

議長(石川良彦君) 次に、日程第19 閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各委員長から、所管事務のうち、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(石川良彦君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出 のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
- 議長(石川良彦君) 以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全部 終了いたしました。

これにて、令和2年第4回大郷町議会定例会を閉会といたします。 大変御苦労さまでした。

午後3時58分 閉会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、 その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員